

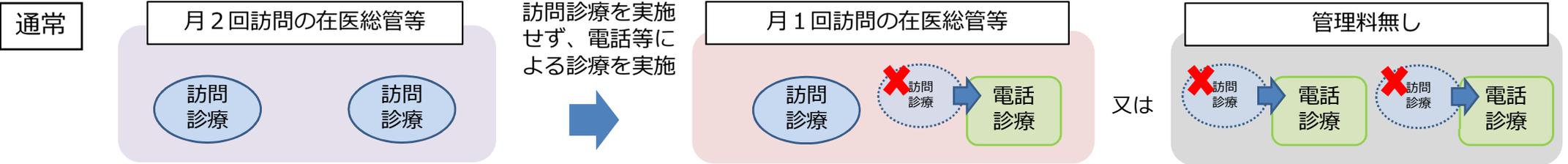
在宅医療における
新型コロナウイルス感染症に伴う
医療保険制度の対応について

在宅医療における臨時的対応について（案）①

- 新型コロナウイルスの感染が拡大していることにより、在宅医療の現場において、患者等から訪問を控えるよう要請される事案があるとの意見を踏まえ（※）、在宅時医学総合管理料（在医総管）及び施設入居時等医学総合管理料（施設総管）について、新型コロナウイルスの感染が拡大している間、臨時的に以下の取扱いとしてはどうか。

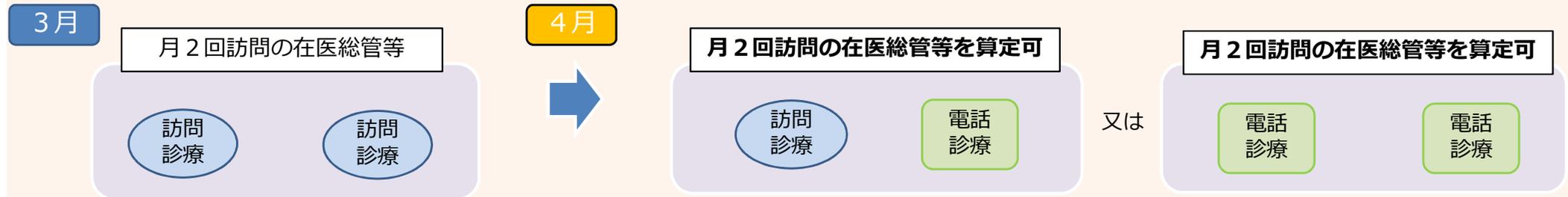
（※）患者等が感染への懸念から訪問を拒否する場合であっても、まずは医療上の必要性等を説明し、患者等の理解を得て、訪問診療の継続に努めること。その上で、患者等から訪問を控えるよう要請があった場合の対応を想定。

◆ 前月に在医総管等のうち「月2回以上訪問診療を行っている場合」を算定していた患者の場合

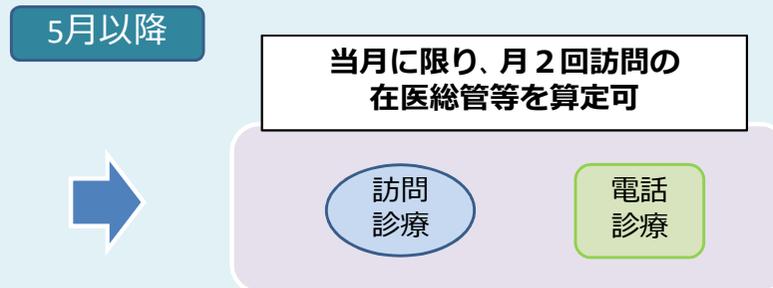


新型コロナウイルスの感染が拡大している間

1) 令和2年4月のみの特例的な取扱い



2) 5月以降の臨時的な取扱い



（注）2月以上連続で、訪問診療1回＋電話等再診1回となった場合、2月目以降は、診療計画を変更し、月1回訪問の管理料を算定する。

在宅医療における臨時的対応について（案）②

◆ 前月に在医総管等のうち「月1回訪問診療を行っている場合」を算定していた患者の場合

通常

月1回訪問の在医総管等を算定

訪問
診療

訪問診療を実施せず、
電話等による診療を
行った場合

在医総管等は算定不可

訪問
診療

電話等
再診

新型コロナウイルスの感染が拡大している間

4月のみの特例的取扱い（※1）

3月

月1回訪問の在医総管等を算定

訪問
診療

4月

月1回訪問の在医総管
を算定可（※2）

電話等
再診

（※1）5月以降については、通常通りの取扱いとする。

（※2）令和2年3月に「月1回訪問診療を行っている場合」を算定していた患者に対して、4月に電話等を用いた診療を複数回実施した場合は、「月1回訪問診療を行っている場合」を算定する。

感染予防策を講じた上で実施される往診等の評価

- あわせて、新型コロナウイルスの感染が拡大している間、診療報酬上の臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルスの感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者を含む。）に対して、往診等を実施する場合に、必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診療を行った場合には、【B001-2-5】院内トリアージ実施料（300点/回）を算定できることとしてはどうか。